

【燃やせるごみ集積所設置補助金】について

当該補助金は、補助率が事業費の1／2で、燃やせるごみ集積所1箇所につき、補助金15万円が上限となります。

申請につきましては、下記のとおり、事業実施前と事業完了後に下記の書類を提出いただきますようお願いいたします。

なお、今まで全く集積所として利用していなかった箇所に、初めて新設される場合は、市との事前協議（設置場所・利用者見込数の確認等）後に申請願います。

<事業実施前> ※燃やせるごみ集積所 新設・修繕前

①補助金等交付申請書

②設置場所がわかる地図

③新設の場合は、集積所の構造・仕様がわかる図面

修繕の場合は、修繕箇所がわかる写真又は図面

④新設又は修繕費用の見積書コピー（自治会名が記載されたもの）

→申請書を御提出いただいた後、市で内容確認させていただいた上で、「補助金等交付決定通知書」を送付させていただきますので、通知書が届きましたら、ごみ集積所の新設・修繕に着手願います。

<事業完了後> ※燃やせるごみ集積所 新設・修繕後

①事業実績報告書

②請求書（振込口座は自治会名義でお願いします）

③新設又は修繕費用の請求書コピー（自治会名が記載されたもの）

④新設又は修繕費用の領収書コピー（自治会名が記載されたもの）

⑤完成後の写真

→新設の場合については、事業実績報告書を御提出いただく際に、収集開始希望日をお知らせください。